

企業年金ノート

りそな企業年金研究所

目次

【本題】退職給付に係る IFRS（国際会計基準審議会 IASB による国際会計基準）対応について	P1
【コラム】過去の法改正の影響について	P6
【レポート】改正労働基準法のポイント	P7
【用語解説】「修正総合利回り」と「時間加重収益率」の違いについて	P8

退職給付に係るIFRS(国際会計基準審議会IASBによる国際会計基準)対応について
～IFRSを契機に新しい企業年金の未来が開かれることを願いつつ～

はじめに

わが国の退職給付会計「退職給付に係る会計基準」は1998年に企業会計審議会で検討がスタートし、2000年の企業の事業開始年度より導入されることになりました。以後、これまで約10年の間には企業年金に係る様々な法改正が実施され、現在の基準・指針は日本公認会計士協会と企業会計基準委員会(ASBJ)に所管されています。

そもそもわが国の退職給付会計基準の考え方は米国のFAS87号(事業主のための年金会計)に基づいて検討されたものであり、国際会計基準IAS第19号にて採用されているPBO負債評価や市場実勢を反映した割引率、数理計算上の差異の考え方をとり入れるなど多くの点で国際的な基準に準拠しています。

一方、2005年から本格適用となった英国の年金会計基準FRS17号では数理計算上の差異を即時認識するなど、より時価会計を重視した会計基準へと変化しており、IFRS自体も基準の見直し議論のなかで未認識過去勤務債務の負債計上と数理計算上の差異の即時認識が想定されています。わが国では2009年に入り「退職給付会計の見直しに関する論点の整理(企業会計基準委員会より)」がなされましたが、2011年に現行の退職給付会計基準を見直し、早ければ2012年3月期から強制適用される見込みも出ています。

今回は、IFRSのもとで現在想定される会計処理の方向性と実務上の留意点についてわが国固有の事情を含めて言及させていただきます。

IFRSと文化性

IFRSについては、「売上高の概念や営業利益の考え方も変わる」「株式の益出しなど、これまでの「含み経営」は否定され、企業年金の立ち位置も新しくなる」などその影響が大きくクローズアップされ、「一体どうなるのか?」という漠然とした不安を感じられている方も多いことではないでしょうか。

IFRSについて論じる前にまずはIFRSを育んだ文化的背景について概観してみます。IFRSの全体像の理解のために参考となるヒントがあるかもしれません。

(1) 国際基準またはヨーロッパ基準

IFRSは英国に本部がある国際会計基準審議会により設定された「国際」会計基準ですが、2005年からEUを皮切りに強制適用されるなど実態的には「EU基準」という側面を有しています。事実、米国はIFRSの強制適用の是非について判断を留保している状態にあります。

EU、即ちヨーロッパ発で近年急速に世界的に広まったものとして「ECO政策」があります。太陽熱発電、自転車通勤、リサイクルなどヨーロッパは早くから環境に優しい生活習慣を取り入れ環境先進国となっていますが、これまでのところ米国の対応はこの分野でもヨーロッパとは少々異なるようです。一般的に、ヨーロッパ諸国は長期的な視点で物事を達成することに慣れ、かつ、時間をかけて自分たちでスタンダードを構築していくことに長けている国民性・文化性が見られるのではないのでしょうか。植民地支配等の歴史的背景もちろんありますが、太陽暦、世界標準時刻、ECO政策などヨーロッパ発の基準、習慣などで実質的な世界標準となっているものは数多くあります。

国際基準と言うと日本においては「米国」というイメージが未だに強いのが現状ですが、IFRSについては本質がヨーロッパ基準であるということに着目しておく必要性がありそうです。「時間をかけて良いもの(残るもの)を作っていく」という文化的背景に加えて、ヨーロッパ諸国は歴史的に見て硬軟取り混ぜた交渉戦略も得意とするところですが、IFRSにおいて基準を丸ごと採用する「アダプション」に加えて妥協的な解決手段とも言える「コンバージェンス」という採用方法があるのはそのためではないかと考えられます。

(2) 米国のスタンス

一方、米国については「良い」と認めたものについて柔軟かつ迅速に取り入れる決断力と、一気にそして徹底して物事を

進める行動力が特徴といえるのではないのでしょうか。現時点で態度を留保している米国がIFRSのアダプションを決定した場合には、一気に対応が進み、IFRSが真の「国際基準」となるものと考えられます。

我々が気をつけなければならないのは、ヨーロッパが時間をかけてじっくりと作り上げた基準が米国の行動力を背景に国際基準として定着した場合には、日本独自の主張を貫くことがなかなか困難となるということです。日本時間が世界標準時間の9(～8)時間前であるということは今後も変わることはまずあり得ないのと同じことだと言えます。

(3) 日本

わが国にも他の国に類を見ない高い緻密さといった国民性があり、稀有な伝統文化を育んできました。日本の独自性を維持することはグローバルスタンダードの前では許容されにくい趨勢にあります。これまでのコンバージェンスにおける**日本の理念**をIFRS事務局を通して今後如何に伝えていくことができるか、それによって日本の基準が左右されるということにもそろそろ気づいていく必要があると考えられます。

原則主義、実体主義、包括利益

以下に日本基準とIFRSの相違点を確認していきます。

(1) 原則主義

IFRSの大きな特徴として「**原則主義**」があげられます。

日本の会計の特徴は緻密さを反映した「**ルール**」ベースであり、細かな指針が設けられているため処理するに当たって「**判断**」に迷うという局面はあまり想定されません。一方、IFRSでは会社と監査法人との協議の中で決めていくようなイメージになります。

我々日本人は、規則に沿って考えることに慣れており、IFRS導入によってどのような会計処理を具体的に実施しなければならないのかという「**手法**」にどうしてもフォーカスしてしまいます。

原則主義において重要なことは「**自ら決めなければ誰も決めてくれない**」ということです。「**誰も決められない**」という状態にならないよう十分な準備が必要といえます。この概念をまず理解することが必要になると考えられます。

(2) 経済実体主義

IFRSの2つ目の特徴としては、「**経済実体主義**」があげられます。日本のように法的形式を重視する場合は形式的に契約書が整っていれば会計処理は決まるというイメージになりますが、IFRSは実体的な取引がベースになって会計に反映されることになります。

実体的な取引についての考え方がより明確に反映されるということは「**会社の経営理念**」を反映するということにもなります。要は「**経営者の確固たる理念**」が必要になるということです。会計基準が変わり市場の評価基準も変わることは否めませんが、会社としての考え方・目指す方向感というものを今のうちに議論・策定しておくことが肝要であると考えられます。

そういう観点で「**労使の合意**」に基づいた労働債権の一部としての**退職給付制度のあり方**、**退職給付債務のあり方**ということをIFRS導入前に今一度しっかり整理しておくことが求められます。これは大企業のみならず、全ての企業にとって有意に働くと思われる。

(3) 包括利益

日本基準では収益から費用を差し引いたものを損益として認識し、これを内部留保として資本に組み込んでいきますが、IFRSでは資産から負債を差し引いた純資産に着目し、純資産の期中増加を「**包括利益**」として認識することになります。

下表は包括利益計算書(所謂P/L)の例示です。「**当期純利益**」は概念が無くなったわけではなく、包括利益計算書の中の一項目として表示されることになります。また、その他包括利益には、金融資産の時価の変動まで入ってくるようになります。よって、もしかしたらこれまで企業経営者が意識することや優先度が低かったかもしれない簿外の企業年金についてもしっかりとハンドリングしなければならないことになります。企業年金制度を運営するということは**金融子会社を運営**することと同じ考え方になってくるとも言えるでしょう。

包括利益計算書の例示

(単一の包括利益計算書による方法)

損益	売上高	収益及び費用
	・・・	
・・・		
当期純利益		
その他の包括利益	その他の包括利益	
	為替換算調整額	
	売却可能有価証券	
	キャッシュフローヘッジ	
	再評価による利得	
	確定給付年金制度の数理差異	
	持分法適用その他の包括利益持分損益	
	その他の包括利益に関する税金費用	
その他の包括利益(税引後)		
包括利益		

(岩田知孝公認会計士 当社IFRSセミナー「国際会計基準における退職給付会計への対応について」より抜粋)

会計処理のイメージ（想定）

次に初度適用（最初のIFRSの財務諸表の作成）と通常適用に分けて暫定合意案（会計基準委員会公表のIASB（国際会計基準審議会）会議等）に基づく想定される会計処理のイメージ（例）を示します。（なお、本件の内容は確定したものではありません。あくまでイメージとして記載しており、税制ならびに税効果会計は考慮しておりません。また、最新情報につきましては企業会計基準委員会HP <http://www.asb.or.jp> における「国際関係情報」をご参照ください。情報は今後も変更されることが十分考えられます点、お含みおきくださいますようお願いいたします。）

ポイントはいくつかあり、初度適用においては「退職給付引当金」と「未認識債務」が負債の部に、また、「未認識債務」が資本の部に計上される（負債の増加と資本の減少）という点です。

また、通常適用においては「制度資産」が期中の変動要因として組み込まれる点です。そして「年金費用」と「掛金」が包括利益計算書と財政状態計算書に影響を与えるという点です。

特に初度適用の会計処理については影響が大きいため今後の合意内容を含めて慎重に見極めていく必要があります。また、暫定合意段階であっても影響が大きいと見込まれる場合には早めの対策を講じていく必要があると言えます。

+	初度適用	<table border="1"> <tr><td colspan="2">日本基準の退職給付会計</td></tr> <tr><td>+</td><td>退職給付債務PBO</td><td>200</td></tr> <tr><td>-</td><td>年金資産</td><td>-120</td></tr> <tr><td>-</td><td>退職給付引当金</td><td>-50</td></tr> <tr><td>±</td><td>未認識債務</td><td>-30</td></tr> </table>	日本基準の退職給付会計		+	退職給付債務PBO	200	-	年金資産	-120	-	退職給付引当金	-50	±	未認識債務	-30	<table border="1"> <tr><td colspan="2">初度の財政状態計算書</td></tr> <tr><td colspan="2">【負債の部】</td></tr> <tr><td></td><td>純年金債務額</td><td>80</td></tr> <tr><td colspan="2">【資本の部】</td></tr> <tr><td></td><td>その他包括利益累計額</td><td>-30</td></tr> </table>	初度の財政状態計算書		【負債の部】			純年金債務額	80	【資本の部】			その他包括利益累計額	-30
	日本基準の退職給付会計																												
	+	退職給付債務PBO	200																										
	-	年金資産	-120																										
	-	退職給付引当金	-50																										
±	未認識債務	-30																											
初度の財政状態計算書																													
【負債の部】																													
	純年金債務額	80																											
【資本の部】																													
	その他包括利益累計額	-30																											

+	通常適用	<table border="1"> <tr><td>①</td><td>前期末の給付建債務</td><td>200</td></tr> <tr><td>+</td><td>勤務費用</td><td>+10</td></tr> <tr><td>+</td><td>利息費用</td><td>+5</td></tr> <tr><td>-</td><td>保険数理差損益</td><td>0</td></tr> <tr><td>(+)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>-</td><td>給付費</td><td>-10</td></tr> <tr><td>①'</td><td>当期末の給付建債務</td><td>205</td></tr> </table>	①	前期末の給付建債務	200	+	勤務費用	+10	+	利息費用	+5	-	保険数理差損益	0	(+)			-	給付費	-10	①'	当期末の給付建債務	205	<table border="1"> <tr><td>②</td><td>前期末の制度資産</td><td>120</td></tr> <tr><td>+</td><td>利息収益</td><td>+3</td></tr> <tr><td>+</td><td>運用収益-利息収益</td><td>+7</td></tr> <tr><td>(-)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>+</td><td>掛金</td><td>+10</td></tr> <tr><td>-</td><td>給付費</td><td>-10</td></tr> <tr><td>②'</td><td>当期末の制度資産</td><td>130</td></tr> </table>	②	前期末の制度資産	120	+	利息収益	+3	+	運用収益-利息収益	+7	(-)			+	掛金	+10	-	給付費	-10	②'	当期末の制度資産	130	<table border="1"> <tr><td>①-②</td><td>前期末の純債務額</td><td>80</td></tr> <tr><td>+</td><td>勤務費用</td><td>+10</td></tr> <tr><td>+</td><td>利息費用-利息収益</td><td>+2</td></tr> <tr><td>(-)</td><td>=純利息費用</td><td></td></tr> <tr><td>-</td><td>保険数理差損益</td><td>-7</td></tr> <tr><td>(+)</td><td>+運用収益-利息収益</td><td></td></tr> <tr><td>-</td><td>掛金</td><td>-10</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>①'-②'</td><td>当期末の純債務額</td><td>75</td></tr> </table>	①-②	前期末の純債務額	80	+	勤務費用	+10	+	利息費用-利息収益	+2	(-)	=純利息費用		-	保険数理差損益	-7	(+)	+運用収益-利息収益		-	掛金	-10			0	①'-②'	当期末の純債務額	75
	①	前期末の給付建債務	200																																																																						
	+	勤務費用	+10																																																																						
	+	利息費用	+5																																																																						
	-	保険数理差損益	0																																																																						
	(+)																																																																								
	-	給付費	-10																																																																						
	①'	当期末の給付建債務	205																																																																						
②	前期末の制度資産	120																																																																							
+	利息収益	+3																																																																							
+	運用収益-利息収益	+7																																																																							
(-)																																																																									
+	掛金	+10																																																																							
-	給付費	-10																																																																							
②'	当期末の制度資産	130																																																																							
①-②	前期末の純債務額	80																																																																							
+	勤務費用	+10																																																																							
+	利息費用-利息収益	+2																																																																							
(-)	=純利息費用																																																																								
-	保険数理差損益	-7																																																																							
(+)	+運用収益-利息収益																																																																								
-	掛金	-10																																																																							
		0																																																																							
①'-②'	当期末の純債務額	75																																																																							

+	年金費用	<table border="1"> <tr><td>③</td><td>純債務額の変動額</td><td>-5</td></tr> <tr><td>+</td><td>雇用要素（勤務費用）</td><td>+10</td></tr> <tr><td>±</td><td>財務要素（純利息費用）</td><td>+2</td></tr> <tr><td>±</td><td>再測定要素</td><td>-7</td></tr> <tr><td>-</td><td>掛金</td><td>-10</td></tr> </table>	③	純債務額の変動額	-5	+	雇用要素（勤務費用）	+10	±	財務要素（純利息費用）	+2	±	再測定要素	-7	-	掛金	-10	<table border="1"> <tr><td colspan="2">当期の包括利益計算書</td></tr> <tr><td colspan="2">【当期純利益】</td></tr> <tr><td>-</td><td>営業費用</td><td>-12</td></tr> <tr><td colspan="2">【その他包括利益】</td></tr> <tr><td>+</td><td>年金債務調整額</td><td>+7</td></tr> </table>	当期の包括利益計算書		【当期純利益】		-	営業費用	-12	【その他包括利益】		+	年金債務調整額	+7	<table border="1"> <tr><td colspan="2">当期末の財政状態計算書</td></tr> <tr><td colspan="2">【資産の部】</td></tr> <tr><td></td><td>現金</td><td>-10</td></tr> <tr><td colspan="2">【負債の部】</td></tr> <tr><td></td><td>純年金債務額</td><td>-5</td></tr> <tr><td colspan="2">【資本の部】</td></tr> <tr><td></td><td>利益剰余金</td><td>-12</td></tr> <tr><td></td><td>その他包括利益累計額</td><td>+7</td></tr> </table>	当期末の財政状態計算書		【資産の部】			現金	-10	【負債の部】			純年金債務額	-5	【資本の部】			利益剰余金	-12		その他包括利益累計額	+7
		③	純債務額の変動額	-5																																															
		+	雇用要素（勤務費用）	+10																																															
		±	財務要素（純利息費用）	+2																																															
		±	再測定要素	-7																																															
-	掛金	-10																																																	
当期の包括利益計算書																																																			
【当期純利益】																																																			
-	営業費用	-12																																																	
【その他包括利益】																																																			
+	年金債務調整額	+7																																																	
当期末の財政状態計算書																																																			
【資産の部】																																																			
	現金	-10																																																	
【負債の部】																																																			
	純年金債務額	-5																																																	
【資本の部】																																																			
	利益剰余金	-12																																																	
	その他包括利益累計額	+7																																																	

（本件の内容は「税効果会計」「税制」を考慮しておりません。また企業会計基準委員会、IASB（国際会計基準審議会）等から公表されている情報をもとに当社で作成したもので、3月1日時点でのイメージです。実際の日本基準は本件の内容とは異なります。今後、順次日本基準が公開される見込みですが、会計処理にあたっては会計士等の専門家にご相談くださいますようお願いいたします。）

日本独特の制度・ルール

わが国固有の退職給付債務(PBO)の計算方法に「簡便法」があります。また、将来の退職一時金給付や企業年金の掛金の原資とする資産を信託する「退職給付信託」もあります。

これらの制度・商品について現在考えられている方向性に言及いたします。

(1) 簡便法

簡便法では中小企業等が退職給付会計を導入する際に「期末自己都合要支給額」あるいは「責任準備金」をPBOとして簡便に見なせることができ、大半の企業が期末自己都合要支給額を採用しています。IFRSではそのような簡便な方法でPBOを認識する方法は無く、簡便であっても数理計算を実施して算出するスタンスをとっています。IFRSのもとで、この取り扱いがどのような影響を受けるのか、あるいは既存ルールで認められている責任準備金での算出をよしとするのか、新しくコンバージェンスする内容を注目していくべき項目の一つでもあります。簡便法自体が完全に廃止されるということは非現実的と考えられますが、ロジックとして「数理」の考え方が入ってくる可能性があると考えられます。

(2) 退職給付信託

企業間の株式持合のないIFRS導入諸国では、そもそも退職給付信託はありません。したがって退職給付信託を年金資産としてただちに問題なく許容するということは考えられません。ただし、これも「コンバージェンス」として捉えた場合に、年金資産として相応の「実体」を伴った退職給付信託であれば認められる可能性も充分あると考えられます。よってコンバージェンスの局面へ向かってASBJ(企業会計基準委員会)は日本としての考え方を伝えていくことになり、期待をもって見守っていく必要があると考えられます。

実務上におけるIFRSの留意点

以下に、企業年金の実務においてIFRSに向けて留意しておくべき点を記載いたします。ただし、以下の記載内容は全て暫定的な合意段階の内容を踏まえた「方向感」であり決定内容ではないことをお含みおきください。

また、現状よりもより厳格に認識していく方向感が予想されるものを中心に記載しております。

(1) PBO計算・簡便法

期間配分方法・割引率等が現状の日本基準と相違しているため、新基準が採用された場合に計算の時間がかかる可能性があります。

簡便法はわが国が退職給付会計を導入するにあたり、小規模な企業において数理計算を必要としない計算方法として政策的に認められた経緯があります。

IASBでは50名程度の企業向けのSMEs(中小企業のためのIFRS)においても原則法による算定を求めており、現在「簡便法」を採用している場合には数理計算等による再計算を実施していく可能性があることに留意する必要があります。

(2) 過去勤務債務・数理計算上の差異の償却

「即時認識処理」となる方向です。当初はP/L処理の可能性も議論されていましたが、暫定合意段階においてB/Sに反映されることとなっています。B/S処理ということで落ち着いたものの、負債勘定と資本勘定に影響を与えることが想定され注意が必要です。本件の対応について事前に対策を講じておくことが大きなポイントとも言えるでしょう。

(3) アセットシーリング

前払年金費用は資産計上が認められない可能性が指摘されています。ただし、企業会計基準委員会では日本の場合は大幅な積立超過となるケースは少なく、直ちに基準の見直しが必要かどうかも含めて議論がなされていますので、現時点ではそれほど懸念すべきものではないとも考えられます。

(4) 制度積立状況の開示

未認識差異(制度の積立状況)を貸借対照表で計上していくという考え方が出ています。

(5) 重要性基準・回廊アプローチ

わが国においては退職給付会計に係る会計基準の改正により2008年7月に割引率は「期末」における長期国債や政府機関債、優良社債の利回りを基礎とする「注解」が定められました。

実際には「重要性基準」によって従来の一定期間(一般的には過去5年など)の債券の利回りに拠っています(割引率の差異による影響が退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすことがないと推定される場合、重要基準によって割引率を見直さずに済ませることが可能です)が、この注解はIFRSの影響を受けて日本が採用したのもでもあります。また、回廊アプローチ(一定の範囲内を費用・収益として認識しないルール)を現在のIFRS第19号では採用しています。

「回廊アプローチ」自体についてもこのまま導入すべきかどうか論点になっており、日本基準である重要性基準が廃止される可能性も否めません。重要性基準は回廊アプローチと類似した性質をもっているため、今後双方を見守っていく必要があります。

(6) 開示

退職給付制度について幅広く開示されることが要求されると考えられます。退職給付債務やその期中の移動状況、実際の運用状況等に関する情報を記載していくことも想定されます。開示を前向きに捉えれば、企業の労働債務に対する考え方を外部に表していく契機にもなります。退職給付を単純な「債務」として捉えるのではなく、今のうちに労働債務に対する会社としての考えを認識し、労使間で十分に議論・協議しておく必要があります。

IFRS導入スケジュール

最後に、IFRS導入のスケジュールを確認します。

わが国では2010年3月期からIFRSの任意適用が開始され、2012年には強制適用の採否が決定される予定です。強制適用となった場合には、数年間の準備期間を経て、2015年または2016年から強制適用がスタートすると見込まれます。

なお、わが国での強制適用の可能性について考えるうえでは、任意適用の段階での普及状況と2011年に予定されている米国の強制適用採否の結果に注目していくことになります。

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本	現IFRSとの差異をなくす	→			← 準備期間			→
	任意適用開始 (2010年3月期)			強制適用 の採否			強制適用 (15 or 16年?)	
米国	IFRSの検討項目を改定し差異をなくす	→			←			→
	任意適用開始 (2009年12月期)		強制適用 の採否		強制適用 (13年?)			

(企業会計基準委員会、IASB (国際会計審議会) 等から入手した情報をもとに弊社が想定したスケジュールのイメージ表です。)

+

米国の最新基準についての考え方は欧州とは異なることも考えられますが、日本は日本の独自の考え方を反映し導入していく姿勢が必要とも言えます。欧州の考える「良いものを長期的に残す」という理念は**企業年金信託の永続性**にも通じる考え方の軸であるとも言えます。

最後に

平成22年3月18日企業会計基準委員会より「企業会計基準公開草案第39号 退職給付に関する会計基準 (案)」ならびに「企業会計基準適用指針公開草案第35号 退職給付に関する会計基準の適用指針 (案)」が公表されました。

IFRS導入に向けた日本基準の最初の一步がまさに踏み出されようとしています。

(本稿は平成22年3月18日時点での情報に基づき記載しております。)

【本稿記載にあたり参考とした書籍等は次の通りです】

退職給付会計 (日本基準からIFRSへ)	有限責任監査法人トーマツ年金会計サービスライン編 (清文社) 2010年3月10日発行
「退職給付会計をめぐる最新動向について」	岩田知孝公認会計士 弊社2009年11月~12月実施IFRSセミナー資料
企業会計基準委員会ホームページ	http://www.asb.or.jp
あずさ監査法人ホームページ	http://www.azsa.or.jp

+

りそなコラム

過去の法改正の影響について

企業年金ノートの刷新を機に、受託機関の営業マンが渉外活動の際に感じた企業年金の事務に関する疑問について、受託機関内でディスカッションすることによりその疑問を解消するという形式のコラムを掲載することとしました。

このコラムの内容が、基金事務局や企業年金事務担当部署で事務を遂行する際に日常的に発生するちょっとした疑問の解消に役立てていただくことができれば幸いです。

初回のコラムのテーマは「厚生年金基金に係る過去の法律改正の影響」について、新たに厚生年金基金を担当することとなった営業マン「A君」と、その上司「B部長」との間のディスカッションです。

- A 君：本日訪問した基金で、年金相談事務の担当の方から「過去の法律改正事項についての話なのですが、現在55歳の加入員の方から支給繰上げについての相談を受けた際に以前に提供いただいた資料が役にたちました。日常の給付業務では、まだ支給繰上げの対象者は発生しておらず、法律改正前の知識だけで処理できるのですが、年金相談を受ける際には、過去の法律改正前後の知識が必要になるのですね。」と、お礼の言葉をいただいたのですが、過去の法律改正なのに該当者が発生しておらず、日常業務においては法律改正前の知識が必要なんてことがあり得るのでしょうか。
- B部長：厚生年金基金の給付には、国の年金の一部を代行する「代行部分」が含まれているのは知っているだろう。ここでいう国の年金とは老齢厚生年金のことなんだが、法律改正によって国の年金の考え方が変更になるたびに、厚生年金基金規約を変更して基金の給付設計も変更することが必要になるんだ。
- A 君：規約を変更したら、その後は変更後の規約に沿った事務運営を行えばよいのですよね。であれば、法律改正前の給付を行うことなんて必要ないのではないかと考えてしまうのですが、この考え方が間違っているのでしょうか。
- B部長：変更後の規約に沿った事務運営を行うという点だけは、その理解で間違っていないよ。ただし、変更後の規約には、法律改正前の給付事務も包含しているということを理解する必要があるということだね。
- A 君：申し訳ありません。ますますわからなくなりました。もう少し具体的に教えてください。
- B部長：平成19年12月発行の冊子「厚生年金基金規約集」に基づいて説明しよう。この冊子は、標準的な厚生年金基金規約の例を掲載しているもので、前半部分は加算型、後半部分は代行型の例を紹介しているんだ。支給繰上げに関する規約条文は、加算型なら29頁の第52条第3項、代行型なら196頁の第59条第3項が該当する。恐らく君の担当している基金の規約も、条文番号は違うかも知れないが、内容的には同じ条文になっているはずだよ。
- A 君：確かに「法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定により老齢厚生年金の支給繰上げを請求した者」という同じ表現があります。とは言っても、法附則第7条の3とか法附則第13条の4とか、ますますわけがわからなくなっていくんですが……
- B部長：基金規約で単に「法」と表現されているのは「厚生年金保険法」のことであるということは常識的に覚えておいて欲しいのだが、この条文に限らず、基金規約では法令を引用している部分が多いのは事実だ。法附則第7条の3や法附則第13条の4の条文は後でよく読んでおくということは宿題にして、この「厚生年金基金規約集」は、基金規約で引用している法令の内容を簡単に解説していることも参考になるんだ。
- A 君：なるほど、30頁に「繰上げ請求とは、平成14年4月1日施行の法改正により導入された概念であり、具体的には、昭和28年4月2日以後に生まれた一般男子（女子又は坑内員・船員は5年遅れ）が60歳に達するとき（平成25年4月）から適用されることとなります。」と記載されています。つまり、平成25年4月までは、法律改正前の運営をしているということなんですね。確かに今55歳の方であれば、この支給繰上げの対象になるということがよくわかりました。
- B部長：おいおい、そのことだけわかって、年金相談に対応できるわけではないぞ。今日、君にお礼を言ってくれた基金の方は、おそらく、平成14年4月の法律改正時に配付した資料が役に立ったということに対してのものだと思うよ。君もこの機会に過去の法律改正について勉強することが必要だな。
- A 君：えっ！？そんなに奥が深いものなんですか。ぜひ勉強しておきたいと思います。
- B部長：やみくもに資料を読み漁るだけではなく、情報を整理しながら知識を身につけることが必要だよ。そんなときにも、この「厚生年金基金規約集」は役に立つんだ。少し細かい字が掲載されている部分だが、108頁から165頁に平成12年以降の主な法律改正の内容と、なぜそのような規約変更を行う必要があるのかについての解説つきでそのときの基金規約の変更例が掲載されているので、まずはこの部分をしっかりと勉強するように。

トピックス レポート

改正労働基準法のポイント

長時間労働を抑制し、仕事と生活の調和がとれた社会を実現することを狙いとした改正労働基準法が、今年4月1日に施行されました。改正の主な内容は、時間外労働の限度に関する基準の見直し、長時間労働に対する法定割増賃金率の引き上げとこれに係わる「代替休暇制度」の創設、時間単位有給休暇制度の創設です。本レポートでは、この主要項目を含め、改正のポイントを3回にわたって説明させていただきます。

第1回	・ 労基法改正の背景と狙い ・ 時間外労働の限度に関する基準の見直し
第2回	・ 法定割増賃金率の引き上げ ・ 代替休暇制度の創設
第3回	・ 時間単位有給休暇制度の創設 ・ 割増賃金率の引き上げと深夜労働、法定休日労働との関係 ・ 中小企業の適用猶予

1. 労基法改正の背景と狙い

厚生労働省の調査によれば、わが国の労働者一人当たりの年間総労働時間数は、近年、一貫して低下傾向を示し、長年の目標として掲げられていた年間1,800時間を概ね達成する水準に至るなど、時短が着実に進んでいる様相を見せています。

しかしこれは、週60時間以上の長時間労働者の割合が高止まり傾向にある一方で、週35時間未満の労働者が増加基調にあり、労働時間の二極化傾向が進展していることに大きな要因が見られています。世代別には、子育て世代の男性労働者のなかで、週60時間以上の労働を行っている者は、平成20年で約20%を占め、依然として高い水準にあります。このことは、子育て世代において、“仕事と家庭の両立”がうまくいっていないことが窺われ、ひいては少子化の大きな原因となっていると問題視されています。かかる状況において、今回の改正の主眼が、もっぱら子育て世代の男性労働者の長時間労働の抑制にあることも確かなようです。

2. 時間外労働の限度に関する基準の見直し

労基法上の時間外労働を行う場合には、「時間外労働の限度に関する基準」（いわゆる「限度基準」）の範囲内において、時間外労働についての労使協定（36協定）を締結し、それを労働基準監督署長に届け出る必要があります。しかし、特別な事情が生じたときに限り、特別条項付の協定を締結すれば、一定期間の限度時間をさらに延長することができるとしています。特別な事情とは、臨時的なものに限られ一時的又は突発的な事由であることが必要です。今回の改正で、この基準の見直しが行われ、労使協定で特別条項付き36協定を結ぶ際、新たに次の対応が必要となりました。

- ① 限度時間を超えて働かせる一定の期間（1日を超え3ヶ月以内の期間、1年間）ごとに、割増賃金率を定めること。
- ② ①の率は法定割増賃金率（25%以上）を超えるように努めること。
- ③ 限度時間を超える時間外労働は出来るだけ短くするよう努めること。

つまり、特別条項付き協定における時間外労働の割増賃金率は、従来の25%以上を超えるように努めるものとし、可能な限り少しでも上回るように努力することを求めています。この改正は、企業規模に関らず適用されますので、中小企業であっても限度時間を超える場合には、できる限り25%を超える率で定めるように努める必要があります。なお、この改正は、「特別条項付き協定」を締結する場合に生じるもので、限度時間を超えない企業にとっては、特に直接の影響はないということになります。

今回は、長時間労働に対する「法定割増賃金率の引き上げ」とこれに関連して創設された「代替休暇制度」について、説明させていただきます。

シリーズ 気になる年金用語

「修正総合利回り」と「時間加重収益率」の違いについて

修正総合利回りと時間加重収益率の違いは、キャッシュフローによる影響の有無です。

修正総合利回りは、企業年金自体のパフォーマンスを測定するのに適した指標です。

キャッシュフローの影響を考慮するため、例えば、市場指数が低いときに資金を追加投入し、高いときに回収することができれば、修正総合利回りは追加投入しなかったときに比べ高くなります。

一方、時間加重収益率は、運用機関の裁量外の要因であるキャッシュフローの影響を排除して算出するため、運用機関のパフォーマンスを比較するのに適した指標といえます。

※ キャッシュ・フローとは、期中の資金の投入や回収などのことを指します。具体的には、掛金・給付金、シェア変更による移受管などがこれにあたります。

◎具体的に次の2つのファンドについて考えます。(7月～8月の2ヵ月間)

・ファンドAは期中で資金投入があり、ファンドBは期中で資金回収があったとする。

・ただし、ファンドBは資金回収の際、実現損益が出なかったものとします。

ファンドA	平均残高	収益	収益率
7月	100万円	1万円	1.00%
8月	300万円	30万円	10.00%

ファンドB	平均残高	収益	収益率
7月	300万円	3万円	1.00%
8月	100万円	10万円	10.00%

まず時間加重収益率について考えると、これは収益の額に関係ないため、ファンドA・Bともに

時間加重収益率は、 $(1 + 0.01) \times (1 + 0.10) - 1 = 11.10\%$ となります。つまり、運用能力はどちらも等しいことになります。

一方、修正総合利回りについて考えると、2ヵ月間の平均残高はファンドA・Bともに200万円なので、

ファンドAの修正総合利回り = $31 \text{万円} \div 200 \text{万円} = 15.50\%$

ファンドBの修正総合利回り = $13 \text{万円} \div 200 \text{万円} = 6.50\%$

となります。期中に資金の投入・回収を行ったことが、この差を生んだといえます。

このように、キャッシュ・フローの有無が大きな違いを生みます。

☆ なぜ「修正総合利回り」といえば、総合計ベースではなく元本ベースを使うのか

投下した資金のうちどれだけ利益が得られたかを見るときは、修正総合利回りの元本ベースが適しています。

$$\text{修正総合利回り} = \frac{\text{総利益} + \text{当期末評価損益} - \text{前期末評価損益}}{\text{簿価平均残高} + \text{前期末評価損益} + \text{前期末未収損益}}$$

修正総合利回りの計算式は上式で表されます。その中の簿価平均残高には、元本ベースと総合計ベースという2種類があり、これにより修正総合利回りに影響が生じます。それ以外の項は元本ベースでも総合計ベースでも同じ扱いをします。つまり、簿価平均残高の違いが元本ベースと総合計ベースの修正総合利回りの違いということになります。具体的に述べると、両者の大きな違いは、運用による売買損益の有無があげられます。元本ベースでは、売買損益を考慮しないのに対し、総合計ベースでは売買損益が発生するたびに簿価平均残高に加算され変動してしまいます。そのため、総合計ベースでは投下した資金に対しての利回りではなくなってしまいます。

お知らせ

りそな銀行は、お客さまに対してより高度なサービス・わかりやすい情報をご提供いたしますとともに、企業年金全般に係る調査・研究活動にこれまで以上に注力し、企業年金制度の発展に微力を尽くす所存です。研究成果については「企業年金ノート」をはじめとする様々な媒体を通して「りそな企業年金研究所」としてお客さま向けに情報発信をさせていただきます。

皆さま方のお役に立てますよう「企業年金ノート」の内容も更に充実させてまいりますので引き続きよろしくお願い申し上げます。

企業年金ノート No.504

平成22年4月 りそな銀行発行



信託ビジネス部

〒100-8106 東京都千代田区大手町1-1-2 TEL.03(5223)1967

年金信託部

〒540-8607 大阪市中央区備後町2-2-1 TEL.06(6268)1830

りそな銀行はインターネットにホームページを開設しております。

【<http://www.resona-gr.co.jp/>】

りそな銀行は、インターネットを利用して企業年金の各種情報を提供する「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

ご利用をご希望の場合は、年金信託部までお問い合わせ下さい。(TEL 06 (6268) 1813)

受付時間…月曜日～金曜日 9:00～17:00

※土、日、祝日、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日はご利用いただけません。